千曲市文化会館運営委員会実施要綱

千曲市文化会館条例及び同施行規則に基づき、千曲市文化会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営と部会の設置について必要な事項を定める。

（審議事項）

第１　運営委員会において審議する重要な事項は、次のとおりとする。ただし、必要な事項については専門部会に委任することができる。

（１）更埴文化会館及び上山田文化会館の運営に関する助言

（２）アートまちかどの運営に関する助言

（３）文化会館等の自主事業の企画に関する事項

（４）文化会館等の自主事業の運営の援助に関する事項

（５）文化会館と各種文化団体及び市民との協働の推進の協力に関する事項

（６）文化芸術の振興策、その他特に必要な事項

（部会の設置）

第２　運営委員会に必要に応じて次の部会を設置する。

（１）自主事業検討部会

（２）その他運営委員会の委員長が必要と認める部会

２　部会の構成員は各５名以内とし、運営委員会において委員長が指名する。

３　部会には部会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

４　部会員の任期は運営委員の在任期間とし、運営委員会の委任から承認を得るまでの間とする。その他の規定については運営委員会の規定を準用する。

（部会の招集）

第３　部会は必要に応じて部会長が召集をする。

（部会の報告）

第４　部会で審議された内容及び決定事項については、次の運営委員会において部会長が報告するものとし、運営委員会の委員の過半数の賛同をもって承認されたものとみなす。

（委任）

第５　この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営と部会の設置に関し、必要な事項は運営委員会の委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。